

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)
地域名 (地域内農業集落名)	宮地地区 (宮地)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

①農業従事者の高齢化、後継者不在のため、地域内の農地及び耕作面積は年々減少し、44.2haの保有農地の中で農用地等面積25.1ha、耕作面積18.2ha(約40%)まで減少している。
②61名が所有している農地を、29経営体が自作または担い手として耕作を行っているが、その内半数(14名)が70歳以上の高齢者が占めている。又、14名の高齢者の内8名は後継者がいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・当地区では、法人組織への農地の集積・集約化が進んでおり、集落営農組織や認定農業者等の担い手への作業委託を行い、地域全体で農地を維持・管理する取組を進める。
・当地区は、水稻を主要作物としており、個々の構成員が所有する機械の整理合理化を進め、土地利用型作物のコスト低減を図り、新規就農者や定年帰農者などが参入しやすい環境作りを通じて、多様な人材の確保を図ると共に高収益作物の導入・拡大を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・定期的に開催する法人及び関係団体の役員会で、各役員の担当地区の農地や農業従事者の状況、空き家や移住希望者、新規就農者の状況情報共有し、農地の効率的利用をすすめる。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・離農する農家や規模縮小する農家の農地について、情報収集を図るとともに、農地中間管理機構を通して集積・集約を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業等の補助事業を活用し、水路の整備・農道の舗装など農地の基盤整備を企画する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・特になし
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害対策として、設置している防護柵の定期点検、修繕を実施する。
有害鳥獣の目撃・被害状況の情報共有を行う。
- ⑦農業用施設(ため池・水路・農道等)の定期整備を実施する。